

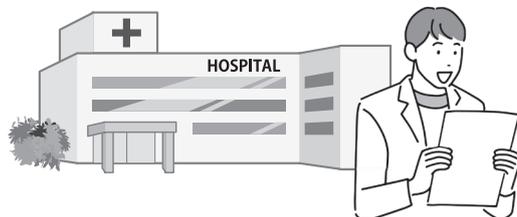
# 福祉3 医療受給資格者証変更について

対象となる方が病気等で診療を受けた場合、保険診療医療費の自己負担分を助成しています。複数の制度に該当となる方は、①または②の制度を優先して登録となります。

## ①重度心身障害者医療費助成制度

- 対象者**
- 身体障害者手帳1・2・3級の方
  - 療育手帳A・A・Bの方
  - 精神障害者手帳1級の方
  - 後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方

※65歳以上で上記に該当する手帳を新たに取得した方は対象外です。



### 【所得制限について】

平成31年1月から新規資格取得者および転入者を対象に所得制限が導入されています。所得審査の対象は未成年者を含め本人所得のみです。また、令和4年10月以降は全受給者が所得制限の対象となります。所得制限を超過した方は医療費の助成が一旦停止となります。

⇒令和4年10月から現物（窓口支払なし）の利用範囲が埼玉県内全域に拡大します。

問合せ…町民福祉課社会福祉係 ☎ 35 - 1224

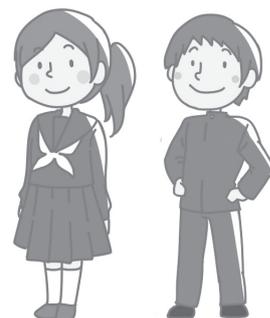
## ②子ども医療費助成制度

**対象者**…出生または転入から18歳到達後の最初の3月31日までの方  
(町内在住で各種健康保険に加入していること)

※ただし、以下の方は、支給対象外となります。

### 《支給対象外の方》

- ・重度心身障害者医療の対象となっている方
- ・児童福祉施設に入所している方
- ・生活保護を受けている世帯の子ども



令和4年10月から現物（窓口支払なし）の利用範囲が埼玉県内全域に拡大します。

新しい受給資格者証は、9月中旬に発送予定です

問合せ…健康保険課医療年金係 ☎ 35 - 1222

### ①重度医療、②子ども医療 現物支払の共通要件

- ・保険適用の支払い21,000円以下のものに限りです。
- ・柔道整復等の療養費は現物対象外です。
- ・現物支払に対応していない医療機関もあります。

## ③ひとり親家庭等医療費助成制度

**対象者**…出生または転入から18歳到達後の最初の3月31日までの方のうち、  
(一定の障害がある児童は20歳まで) 下記の要件に該当する方

- 母子家庭または父子家庭の親と児童
- 養育者家庭の養育者と児童
- 父または母に一定の障害がある家庭の母または父および児童

※いずれも一定の所得制限あり

**支払方法**…償還払い

※受給資格者証は、12月中旬に発送予定です。

問合せ…子育て共生課子育て支援係 ☎ 35 - 1236



## 第2弾



# がんばろう上里!最大30%戻ってくるキャンペーン

対象の店舗にてキャッシュレス決済サービス「PayPay」で買い物をすると最大30%のPayPayボーナスが戻ってくる『がんばろう上里!最大30%戻ってくるキャンペーン』を実施します。

キャンペーン期間中、上里町内の対象店舗でPayPayを利用してお支払いいただくと※1、決済金額の最大30%のPayPayボーナスが付与されます※2。

※1 PayPayカード（旧Yahoo!JAPANカード）以外のクレジットカードは対象外です。

※2 付与されるPayPayポイントはPayPay/PayPayカード公式ストアでの利用が可能です。

出金・譲渡は不可となります。

対象店舗	対象期間	付与上限
<b>上里町内の PayPay 加盟店</b> <small>※病院・調剤薬局・大手チェーン など一部対象外店舗を除く</small>	<b>令和4年10月1日(土)～</b> <b>令和4年11月30日(水)まで</b>	<b>2,000円相当/回</b> <b>12,000円相当/期間</b>

キャンペーン実施に伴い新規PayPay加盟店を募集しています!  
この機会にどうぞお申込みください!

**1次申込締切…9月9日(金)**

※申込方法等の詳細は町ホームページ  
からご確認ください。



▲上里町ホームページ  
「上里町×PayPay」



問合せ…総合政策課政策調整係  
【☎35-1238】

## 国民年金保険料の後払い（追納）をお勧めします!

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

しかし、この期間の保険料を後から納付（追納）することにより、年金額を増やすことができます。

### ❖申込み

「国民年金保険料追納申込書」に必要事項（基礎年金番号等）を記入し、年金事務所または役場健康保険課の窓口へ提出してください。

### ❖注意事項

①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。

（令和4年9月分は令和14年9月末まで）

②承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。

③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

問合せ…ねんきん加入者ダイヤル 【☎0570-003-004】

050から始まる電話は 【03-6630-2525】 / 健康保険課医療年金係 【35-1222】

## 9月10日～16日は自殺予防週間です

日本の自殺者数は、年間2万人を上回っており、かけがえない多くの命が日々、自殺に追いつまれているという非常事態が続いています。

一人ひとりが「自殺が特別なことではない」・「自殺は防ぐことができること」を認識し、共に支えあうことが望まれています。



問合せ…町民福祉課社会福祉係  
【☎35-1224】

### 自殺を予防するポイント

#### 自分自身

～自殺につながりやすいところの病気を予防しましょう～

- 悩みやストレスを誰かに話してみましょう。
- 自分なりのストレス解消法を見つけてみましょう。
- 「自分は大丈夫。」と放置せず、おかしいなと感じたら専門機関を受診しましょう。

#### 周囲の人

- 気づき ～周りの人の悩みに気づき、耳を傾ける～

家族や仲間の変化に気づいたら、自分に出来る声かけをしていきましょう。悩みを話してくれたら、時間をかけて、できる限り傾聴しましょう。

- つなぎ ～早めに専門家に相談するよう促す～

プライバシーに配慮した上で、家族、友人、上司といったキーパーソンと連携して、医療機関などの専門家との相談につなげましょう。

- 見守り ～温かく寄り添いながら、じっくりと見守る～

身体や心の健康状態について、あせらずに優しく寄り添いながら見守りましょう。

必要に応じ、キーパーソンと連携をとり、専門家に情報を提供しましょう。

上里町のホームページから、セルフメンタルチェックシステム「こころの体温計」をご利用いただけます。気になる心の状況をチェックすることができます。



◀町HP「こころの体温計」

## 特別障害者手当および障害児福祉手当のご案内

重度の障害がある方に対し、次のような手当を支給しています。ただし、所得に応じて支給の制限があります。

#### ○特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当

**対象者**…20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方

**手当額**…月額27,300円(令和4年度)

#### ○障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当

**対象者**…20歳未満で、身体障害者手帳1級・2級の一部の方および療育手帳<sup>Ⓐ</sup>相当の方ならびに精神障害、血液疾患等でこれと同程度の障害を有する方。

**手当額**…月額14,850円(令和4年度)

問合せ…町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】

# 令和4年就業構造基本調査が実施されます

## 就業構造基本調査とは

国が行う調査の中でも特に重要なものとされる「基幹統計調査」です。統計法に基づき5年ごとに実施されます。

日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としており、調査結果は、雇用政策、経済政策などの企画・立案のための基礎資料として活用されます。

調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

### ●調査期日

令和4年10月1日現在

### ●調査対象

全国で無作為に選ばれた約54万世帯の15歳以上の世帯員約108万人

(上里町内一部地域に居住する15歳以上の方)

### ●主な調査事項

正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係など

### ●調査方法

▷8月下旬から9月上旬：県知事が任命した調査員が調査区の世帯を訪問します。

▷9月下旬：調査員が調査書類を配布します。

▷10月上旬から中旬：調査対象に選ばれた世帯に属する15歳以上の方は、インターネット、郵送または調査員に提出のいずれかの方法で回答をお願いします。

### ●個人情報の保護

調査員をはじめとする調査関係者が調査上知り得た事項を他に漏らしたり、統計を作成・分析する目的以外に調査票を使用したりすることは統計法により固く禁じられています。

また、調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されており、インターネット回答における通信も全て暗号化(TLS1.2)され、不正なアクセスなどの監視も24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。

問合せ…産業振興課産業観光係【☎35-1232】



## あおぞらパークの利用について

◆皆さんが気持ちよく公園を利用できるよう、次のことを守ってください。

1. 近隣の方に迷惑になるような大きい音を出すことはやめましょう。  
特に、夜遅くや早朝(午後9時～午前7時ごろ)に大人数で集まって会話をすることはやめてください。
2. 公園内での花火、焚き火、バーベキュー等は禁止です。
3. ゴミは必ず持ち帰ってください。
4. 公園内でのタバコの喫煙は禁止です。
5. 公園施設への落書きやいたずらは絶対にやめてください。
6. その他、近隣の方々や他の人の迷惑になることはやめましょう。

問合せ…まちづくり推進課施設管理係【☎71-6511】



▲公園内の落書き



◀ごみのポイ捨て